

基礎自治体を取り巻く現状と課題について

令和2年1月24日

総務省自治行政局市町村課

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言



連携協約
の締結

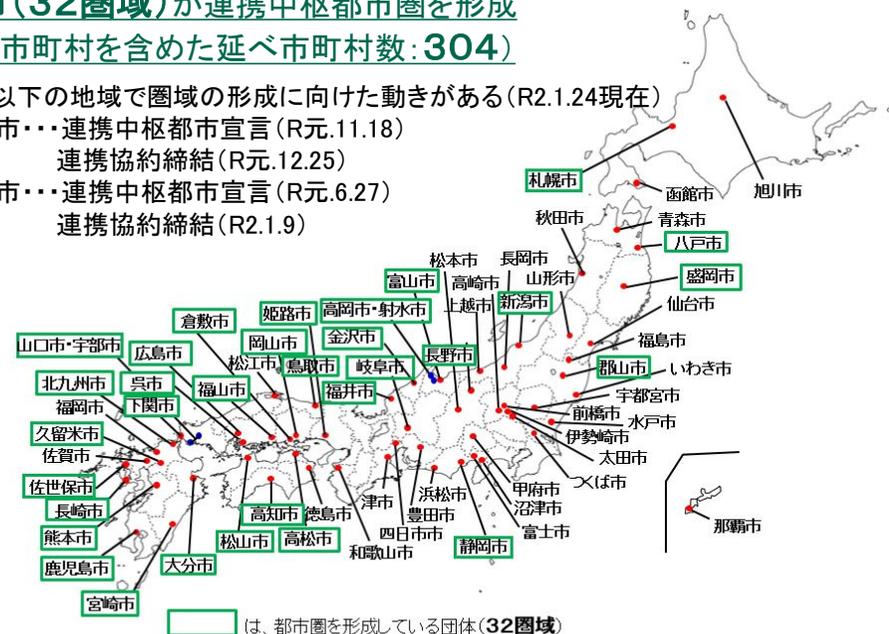


都市圏ビジョン
の策定

平成31年4月1日現在、
34市(32圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**304**)

※なお、以下の地域で圏域の形成に向けた動きがある(R2.1.24現在)

- 青森市・・・連携中枢都市宣言(R元.11.18)
連携協約締結(R元.12.25)
- 山形市・・・連携中枢都市宣言(R元.6.27)
連携協約締結(R2.1.9)



□ は、都市圏を形成している団体(32圏域)

● は、連携中枢都市の要件を満たす市(61市)※中核市に移行していない市も含む

【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

②特別交付税措置（※）

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

新たな広域連携促進事業（令和2年度）

【趣旨】
将来の人口減少・少子高齢社会においても、地方公共団体が行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供できるよう、地方公共団体間の連携を、より柔軟かつ積極的に進めていくため、国において先進事例の知見を収集し、取組の横展開を図ることにより、全国各地で多様な広域連携を推進する。

【対象事業】
市町村の区域をまたいだ、個別行政分野における施策の方針や計画の共同作成、地方公共団体間での経営資源（人材、施設、インフラ等）等の共同活用など、地域全体として持続可能な行政体制の確保に向けて積極的に挑戦する取組を行うもの。

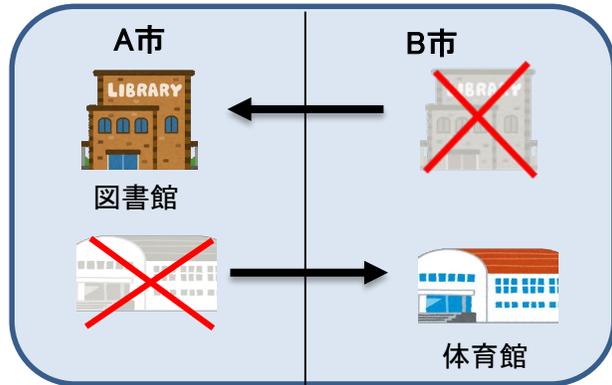
※ 新規性、全国展開の可能性が高く、他団体のモデルとなる取組が対象。また、連携中枢都市圏の形成そのものを目的とした取組については対象外とする。

- （優先採択事項）**
- ・公共交通・公共施設等の再編
 - ・専門人材（医療・福祉分野、ICT分野、土木・建築分野等）の広域的な確保・育成・活用

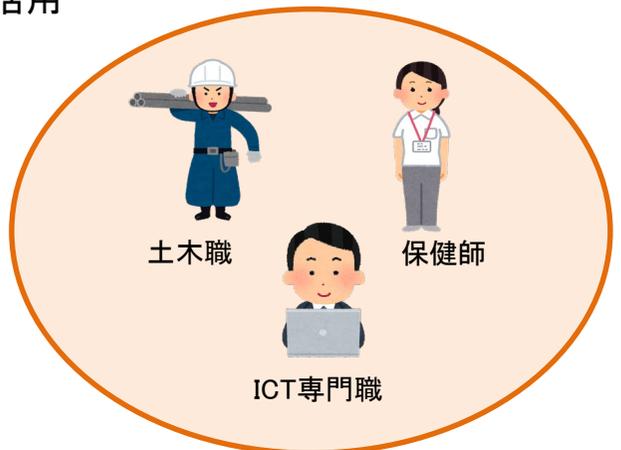
（上限予定額）
1,000万円

（採択予定団体数）
5団体程度

（対象団体）
・他の市町村との広域連携に取り組む市町村（特に三大都市圏）
・都道府県



（例1：公共施設の再編）



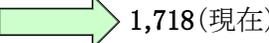
（例2：専門人材の広域的確保・活用）

「市町村の合併の特例に関する法律」(平成16年法律第59号)

- H16に5年間の限時法(H22.3月末失効)として制定。H22改正により、合併推進のための措置を廃止し、合併の円滑化のための措置(※)を定める特例法とした上で、10年間延長。R2.3月末で失効。

※ 議会の議員の定数又は在任に関する特例、普通交付税の合併算定替、住民発議・住民投票、合併特例区 等

基礎自治体についての現状認識と今後の課題

市町村数: 3,232 (H11.3.31現在)  1,727 (H22.3.31現在)  1,718 (現在)

- H11以来の全国的な合併推進運動(～H22.3)を経て、市町村合併は相当程度進捗。これにより、多くの市町村において行財政基盤が強化。
 - ※ 多くの合併市町村で、専門職員の配置、組織の充実、行財政の効率化等、様々な成果が発現。周辺部の旧市町村の活力が失われているといった課題に対しては、支所等の設置、地域自治区の活用等の様々な取組。
- 今後、人口減少はさらに加速し、2040年頃、高齢者人口はピークを迎える。人口減少と高齢化は、地方圏の一部の市町村ばかりでなく、指定都市、県庁所在市、三大都市圏も含めて、全国的に進行。こうした人口構造の変化は、基礎自治体による行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすこととなる。一方で、人口構造の変化の現れ方は、地域ごとに大きく異なる。

今後の基礎自治体による行政サービス提供体制についての考え方

- 市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方は多様。首長、議会、住民等がともに、地域の未来像について議論を重ねた上で、行政サービス提供のために必要な経営資源をどのように確保していくのか、地域の置かれた状況に応じて自ら判断し、地域や組織の枠を越えた連携、技術を活かした対応など、長期的な視点で必要な対応を選択していくことが重要。
- 地域の枠を越えた基礎自治体による行政サービスの提供体制については、引き続き、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当。
- 自主的な市町村合併という手法は、行財政基盤の強化の手法の1つとして、引き続き必要。地域によっては、行財政基盤を中長期的に維持していくための手法として検討することも考えられる。

市町村合併についての今後の対応方策

- 現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、現行法で設けられている合併の円滑化のための措置を講じることができるよう、現行法の期限を延長すべき。
- 国及び都道府県は、引き続き、既に合併した市町村に対する必要な支援を行っていくべき。

市町村行政機能の確保状況の把握スキーム

国

官邸



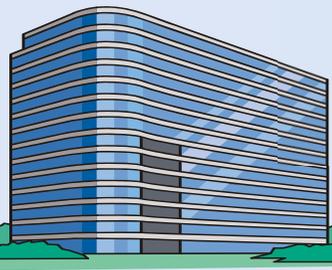
総務省



- ③チェックリストを取りまとめ、
- 官邸（非常災害対策本部）に随時報告
 - 被災市町村への応援職員派遣に活用

地方

都道府県

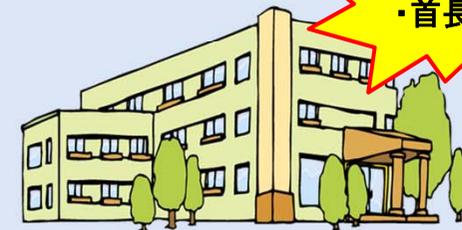


②チェックリストを取りまとめ・報告

①チェックリストを報告

※ 市町村からの報告がない場合には、都道府県さらに総務省から、電話やリエゾン派遣を行い直接把握

被災市町村



行政機能低下
・庁舎倒壊
・首長不在 等

報告基準：震度6弱以上（東京23区は震度5強以上）

市町村行政機能チェックリスト
 <送付先>〇〇県〇〇課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）
 ※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）へ送付

市町村行政機能取組 (チェックリスト)	報告日時 年月日 時 分	
	都道府県	
	市町村	
総務省受信者氏名	職名	氏名
災害名 (第 報)	報告者職名氏名 (※都道府県等から派遣された者が記入する場合に適用)	

- トップマネジメントが機能しているか
 - 市町村長の安否は確認できたか

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)
 - 災害対策本部会議を定期的に開催しているか
 - 災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか
 - 広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）
 - 特記事項
- 業務実施体制（人的体制）は整っているか
 - 職員は業務等を担うために適切に参集しているか

(職員の参集状況約 _____% (業務等実施予定職員約 _____名中約 _____名参集))
 - 職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか
 - 特記事項
- 業務実施環境（物的環境）は整っているか
 - 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか
 - 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか
 - 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか

(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)
 - 特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後12時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。